

平成24年2月定例会

議案説明資料
予算に関する説明書
(平成24年度当初予算関係)

警察本部

*各事業の説明資料の「本年度」の欄は来年度の当初計上額
「前年度」の欄は今年度の6月補正後予算額
「比較」の欄は「本年度」－「前年度」の額

*トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

また、人役については、表示単位未満四捨五入で表示しており、結果が0.0人役となるものについては、人件費を0としています。

平成24年2月定例会議案説明資料目次

【予算関係】
(一般会計)

警察本部

議案番号	件名	課名等	頁
議案第1号	平成24年度鳥取県一般会計予算		
	1 予算説明資料	(総括表) 会計課	1 2~21
	2 歳入歳出事項別明細書		22~23
	3 節の明細		24
	4 債務負担行為に関する調書		25~29

【予算関係以外】

議案番号	件名	課名等	頁
議案第62号	鳥取県警察職員定員条例の一部改正について	警務課	30~31
議案第63号	鳥取県警察手数料条例の一部改正について	運転免許課	32~47
議案第75号	財産を無償で貸し付けること(倉吉市道用地)について	会計課	48

報告番号	件名	課名等	頁
報告第1号	議会の委任による専決処分の報告について		
	(3) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(平成24年1月20日専決)	交通規制課	49
	(6) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(平成24年1月23日専決)	監察官室	50
	(7) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(平成24年1月23日専決)	監察官室	51
	(8) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(平成24年1月23日専決)	監察官室	52

議案説明資料総括表

警察本部（単位：千円）

課名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
会計課	16,298,052	17,321,726	△1,023,674	310,092	<使用料及び手数料> 197,000	732,120 <財産収入> 48,900 <諸収入> 95,497	14,914,443	
合計	16,298,052	17,321,726	△1,023,674	310,092	<166,900> 197,000	876,517	14,914,443	県費負担 15,081,343

説明

県警察では、安全で安心な鳥取県をめざして、必要な取組みを緊急かつ重点的に推進する。

- 1 犯罪抑止のための総合対策の推進
 - ・学校等における児童・生徒の安全確保や非行・犯罪被害防止防の支援を行うスクールサポーターの継続配置及び2名増員による充実強化（7名）
 - ・交番機能の強化を図るための交番相談員の継続配置（32名）
 - ・警察安全相談システムを活用したDV、ストーカー、悪質商法等の相談に対して迅速・的確に対応するための警察安全相談員の継続配置（9名）
- 2 重要犯罪等の検挙と組織犯罪対策の推進
 - ・重要犯罪等の犯人を迅速・確実に検挙するため、初動捜査支援システムを増設
 - ・検視支援システムを活用した重要犯罪の確実な捜査を推進
 - ・県民の安全で平穏な生活を確保するための鳥取県暴力団排除条例の効果的運用
- 3 交通死亡事故抑止に向けた総合対策の推進
 - ・高齢者に対する交通安全講習等を行うためのシルバー・セイフティ・インストラクターの継続配置（3名）
 - ・信号機の新設・改良その他道路標識・標示など交通安全施設の整備拡充
- 4 テロの未然防止と緊急事態対策の推進
 - 「第64回全国植樹祭鳥取大会」の開催に伴う大会の円滑な実施等警備諸対策の推進
- 5 警察活動基盤の充実強化
 - ・八橋警察署庁舎移転整備に係る調査
 - ・鳥取警察署湯所交番、倉吉警察署穴鴨駐在所の建替整備
 - ・大規模災害発生時等における対応資機材の整備
 - ・民間被害者支援団体への継続支援

(注) 起債欄の上段〈 〉書きは交付税措置額を除いた金額である。
 総負担額は起債欄〈 〉書きの金額と一般財源の金額を加算したものである。

平成24年度一般会計当初予算説明資料

9款 警察費

1項 警察管理費

会計課 (内線: 8502)

2目 警察本部費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
安全安心対策事業	85,274	80,777	4,497			<雑入> 437	84,837	

トータルコスト 106,998千円 (前年度 103,143千円) [正職員: 2.7人]

主な業務内容 連絡調整、非常勤職員による地理案内等警察官の業務補完、非常勤職員による少年健全育成と安全確保の活動

事業内容の説明

○交番相談員の配置 32名 70,063千円

1 事業概要

「交番勤務員の不在時間解消」と「パトロールの強化」という住民の要望に応えるために県下全16交番に2名づつ交番相談員(非常勤職員)を設置し、交番を訪れる住民の要望に応えとともに、交番機能の強化を図る。

2 事業計画等

交番相談員は、勤務時間中は交番に常駐し、地理案内、各種届の受理等交番勤務の警察官の業務を補完する。

所属別配置状況

区分	鳥取署	倉吉署	米子署	境港署	計
交番数	6交番	3交番	6交番	1交番	16交番
相談員数	12名	6名	12名	2名	32名

○スクールサポーターの配置 7名 (継続5名+増員2名) 15,211千円

1 事業概要

学校等における児童・生徒の安全確保や非行・犯罪被害防止教室の支援、少年の非行防止立ち直り支援等を行うため、スクールサポーター(非常勤職員)を5名を配置しているところであるが、学校関係者から訪問回数を増やしてほしいという要望が強いこと、又、1名当たり42~52校と担当校数が多く、学校相談活動や支援活動等の要請に対し十分に活動できていないため2名増員し、少年の健全育成等の更なる充実を図る。

2 事業計画等

(1) スクールサポーターの任務

区分	主な任務
少年の非行防止・立ち直り支援等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校への訪問活動による非行、いじめ及び校内暴力事案等に対する指導、助言 ○ 教職員等と連携した街頭補導活動 ○ 少年のたまり場への管理者対策、有害環境浄化活動
学校等における児童等の安全確保対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 不審者の侵入を防止するための学校施設や対応要領等の点検 ○ 教職員等と連携した通学路等における合同パトロール
非行・犯罪被害防止教育の支援等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校等において行う非行・犯罪被害防止教室や薬物乱用防止教室の指導及び支援 ○ 学校への不審者侵入時の防犯訓練の指導及び助言
地域安全情報等の把握と提供	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校、PTA及び地域住民等との地域安全情報の共有化のためのネットワーク構築の支援 ○ 学校周辺における不審者情報等の把握と提供 ○ 非行等に関する情報の把握と学校、警察への提供

(2) スクールサポーターの配置状況

区分	東部	中部	西部	計
平成18~19年度	1名	1名	1名	3名
平成20~23年度	2名	1名	2名	5名
平成24年度~	(地区別配置は検討中)			7名

平成24年度一般会計当初予算説明資料

9款 警察費
 1項 警察管理費
 3目 警察施設費

会計課(内線:8502)
 (単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
⑧ 八橋警察署庁舎移転整備事業	500	0	500				500	
トータルコスト	10,155千円 (前年度 0千円) [正職員:1.2人]							
主な業務内容	企画調整、調査							

事業内容の説明

1 事業概要

築後39年経過し、老朽化及び狭隘化により業務に支障が生じている八橋警察署庁舎の移転について、移転候補地の検討など必要な調査を行う。(標準事務費)

< 問題点 >

- (1) 昭和47年3月に建設され、築後39年経過したことによる施設の老朽化及び狭隘化が業務の支障となっていること。
- (2) 平成17年4月、警察署の再編に伴い大山町(旧大山町、名和町)を管轄することとしたが、警察署が管轄区域の東端に位置していることから、新たな管轄となった地域において発生する事案への対応(レスポンスタイム等)に支障が生じていること。
- (3) 島根原子力発電所において、福島第一原子力発電所の事故と同様の事故が発生し、米子、境港警察署が避難区域に指定された場合、八橋警察署が溝口幹部派出所とともに米子、境港警察署の代替機能を補うことになるが、現状の施設では狭隘により対応不可能であること。

2 事業計画等

(1) 上記問題点を解消し警察活動の迅速化等を図り、治安・防災拠点としての庁舎整備を早急に図る必要がある。

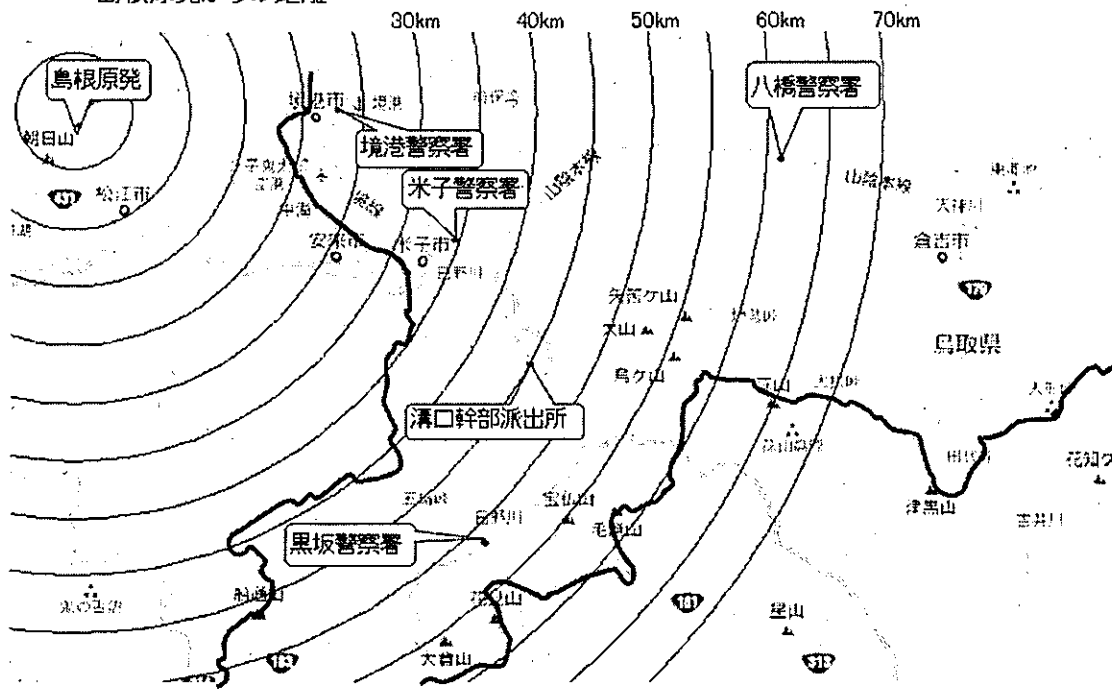
(2) 施設の現状

所在地: 東伯郡琴浦町八橋645 敷地面積: 7,258.52m²

区分	建築年月日	面積	構造	備考
庁舎	S47.3.31	1,083.81m ²	鉄筋コンクリート	地上2階、地下1階
付属建物	H13.3.15	27.78m ²	木造平屋建	検視室

(3) その他

島根原発からの距離



平成24年度一般会計当初予算説明資料

9款 警察費

1項 警察管理費

3目 警察施設費

会計課 (内線: 8502)

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
交番・駐在所 建設事業	148,977	14,057	134,920				148,977	
トータルコスト	153,000千円 (前年度 18,051千円) [正職員: 0.5人]							
主な業務内容	企画調整、監理監督、契約							
事業内容の説明								
1 事業概要								
<p>築後35年以上経過した交番、築後25年以上経過した駐在所について、計画的に建て替え整備を行い、地域の安全センターとしての機能の充実及び勤務環境等の改善を図る。</p>								
2 事業計画								
交番2件、駐在所3件							(単位: 千円)	
施設名	所在地	構造	規模	敷地面積	事業費	備考		
鳥取警察署 湯所交番 (築後37年経過)	鳥取市湯所町 二丁目	鉄筋 コンクリ ート造 平屋建	庁舎 176㎡ 車庫 25㎡	県有地 773㎡ 市有地 44㎡	74,837	H23年度に地質調査 及び新築・解体設 計済み H24年度に建築		
倉吉警察署 穴鴨駐在所 (築後29年経過)	東伯郡三朝町 穴鴨	木造 平屋建	庁舎 110㎡	県有地 350㎡	31,000	H23年度に新築・解 体設計等及び土地 購入済み H24年度に建築		
米子警察署 両三柳交番 (築後36年経過)	米子市両三柳	鉄筋 コンクリ ート造 2階建	庁舎 176㎡ 車庫 17㎡	県有地 400㎡	9,310	H24年度は地質調査 及び新築・解体設計 H25年度に建築予定		
鳥取警察署 吉成駐在所 (築後31年経過)	鳥取市吉成一 丁目	木造 平屋建	庁舎 114㎡	用地取得 340㎡	19,027	H24年度は新築・解 体設計等及び土地 購入 H25年度に建築予定		
鳥取警察署 古海駐在所 (築後28年経過)	鳥取市古海	木造 平屋建	庁舎 114㎡	用地取得 350㎡	14,703	H24年度は測量及び 土地購入 H25年度に設計 H26年度に建築予定		
標準事務費					100			
計					148,977			

平成24年度一般会計当初予算説明資料

9款 警察費

2項 警察活動費

会計課(内線:8502)

3目 交通指導取締費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
① 大規模災害発生時等対応資機材充実強化事業	14,797	0	14,797				14,797	
トータルコスト	17,211千円 (前年度 0千円) [正職員:0.3人]							
主な業務内容	災害対策の企画・調整、災害装備品の調達							

事業内容の説明

1 事業概要

東日本大震災や近年のゲリラ豪雨など、これまでの想定を越えた自然災害が頻繁に発生しているなど、今後は現在保有している災害対策用資機材では対応できない災害が想定されるため、災害対策用資機材の充実強化を図る。

2 事業計画等

(1) 想定災害

ゲリラ豪雨、台風、地震、津波など

(2) 活動内容に応じた資機材の整備

(単位:千円)

資機材名	資機材の必要性	整備数量	金額
自動膨張式救命ボート	県警察ヘリコプターによる海上等での遭難者の救助及びヘリコプターが海上に不時着したときの乗員の救助用を目的として整備する。	1	1,191
油圧式開口具セット	瓦礫等が散乱する災害現場、地震や交通事故でドアが変形し外に脱出できない場合に、被災者の救出・救助活動実施にのため被災者の救助スペース、救出に当たる部隊員の救出スペース及び搬出に必要な装備資機材の搬入路等の空間の確保に必要であり、リュック式で足場の悪い災害現場へも徒歩により搬入し作業が可能となる。	2	1,376
車載式ハロゲン投光器	被災者の救出・救助活動実施に際して、昼夜を問わない迅速な捜索活動が、人命救助の成否を大きく分けることになるが、本機材は、車両で走行しながらの使用も可能で、走行方向に対し、横向きの照射が可能であることから、夜間の捜索活動を効果的かつ確実にを行うことが可能となる。	15	2,835
発動発電機	活動現場での照明、警察無線機等通信手段の電源及び各種充電式機材の充電源として活用するが、数量が不足することが想定されるため、各警察施設に増強する。	15	2,457
標準事務費枠内対応(胴付き長靴、防塵マスク等)			6,938
			合計 14,797

平成24年度一般会計当初予算説明資料

9款 警察費

2項 警察活動費

3目 交通指導取締費

会計課 (内線: 8502)

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
交通安全施設整備費(信号機等整備事業)	1,135,649	1,128,832	6,817	138,354	<124,000> 145,000		852,295	県費負担 976,295
トータルコスト	1,272,431千円 (前年度 1,266,226千円) [正職員: 17.0人]							
主な業務内容	企画・管理、地元説明・調整、工事発注・管理、関係機関との調整							

事業内容の説明

【国庫支出金の一部に地域自主戦略交付金を充当】

1 事業概要

交通の安全確保及び円滑化のため、交通管制、信号機、道路標識及び道路標示等交通安全施設を整備するとともに既設安全施設の維持管理に要する経費。

2 事業計画

(単位: 千円)

区分	補助事業	単独事業	計	備考	
工事費	交通管制	113,046	5,280	118,326	信号制御下位装置更新 エリア拡大2基 情報収集装置3式
	信号機	88,500	103,633	192,133	信号機新設7基
	道路標識、道路標示	39,158	380,882	420,040	
調査費・事務費	4,770	4,303	9,073		
交通管制システム サーバーリース料	31,234	4,160	35,394	システムの標準化 H22年3月からリース開始	
維持保守費		360,683	360,683		
計	276,708	858,941	1,135,649		

区分(国庫支出金)	金額	備考(概要は別紙のとおり)
地域自主戦略交付金	29,093	円滑化対策事業(H24年度から直轄国道に関する円滑化対策事業が当該交付金の対象事業に拡充された。)
警察費補助金	109,261	安全対策事業

<信号機新設箇所>

設置箇所(交差点名)	路線名	信号機種別
鳥取市良田(良田バス停先)	主要地方道鳥取鹿野倉吉線	押ボタン式
鳥取市賀露町(賀露東橋東)	市道晩稻飛行場線	押ボタン式
八頭郡八頭町用呂(用呂バス停先)	国道29号	押ボタン式
八頭郡八頭町西御門(R29河原インター線入口)	国道29号	定周期式
倉吉市福光(倉吉西IC)	国道313号(倉吉道路)	半感应式
西伯郡日吉津村日吉津(日吉津郵便局前)	県道日吉津伯耆大山停車場線	定周期式
米子市西福原(米子工業高校入口)	国道9号	半感应式

(注) 起債欄の上段<>書きは交付税措置額を除いた金額である。

総負担額は起債欄の<>書きの金額と一般財源の金額を加算したものである。

平成24年度 地域自主戦略交付金及び警察費補助事業の概要

(地域自主戦略交付金活用事業)

単位:千円

区分	事業種類	事業箇所等	事業費
円滑化対策	信号機新設(半感应式)	倉吉市福光(倉吉西IC)	7,936
	信号機新設(定周期式)	西伯郡日吉津村(日吉津郵便局前)	6,366
	信号灯器改良(LED化)	車両用2式、歩行者用2式	5,064
	信号柱立替	13式	8,311
	道路標識	R313号「倉吉道路」可変標識4本	14,731
			オーバーハング7本
	路側式222本	15,896	
道路標示 調査費	横断歩道0.47km、実線6.2km	7,180	
		894	
小		計	73,383
			【うち国庫支出金】 29,093

(警察費補助金活用事業)

区分	事業種類	事業箇所等	事業費	
安全対策	信号制御下位装置(更新)		61,770	
	情報収集装置(新設、更新)	鳥取市蔵田(蔵田交差点)外21箇所	25,157	
	集中制御機(新設、更新)	鳥取市蔵田(蔵田交差点)外12箇所	28,872	
	信号機改良	全感应化1基、半感应化5基 プログラム多段化1基、押ボタン化4基 右折感应化2基、多現示化2基 視覚障害者用付加装置10基 歩車分離化4基 音響式歩行者誘導付加装置4基		40,942
	信号灯器改良(LED化)	車両用13式、歩行者用14式	34,052	
	道路標識	路側式13本	1,342	
道路標示	横断歩道1.83km、実線1.41km	5,913		
	エスコートゾーン0.1km	2,650		
調査費		3,876		
小		計	204,574	
その他	管制システム中央装置リース料		31,236	
中		計	235,810	
			【うち国庫支出金】 109,261	

大計	地域自主戦略交付金活用事業+警察費補助金活用事業	309,193
		【うち国庫支出金】 138,354

平成24年度一般会計当初予算説明資料

9款 警察費

1項 警察管理費

1目 公安委員会費

会計課 (内線: 8502)

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
公安委員会 運営費	12,736	12,750	△14			<手数料> 5,218 <雑入> 24	7,494	
トータルコスト	54,575千円 (前年度 52,690千円) [正職員: 5.2人 非常勤職員: 2.0人]							
主な業務内容	公安委員会の庶務、会議録整理、苦情への対応、意見の聴取、自動車運転免許・許認可事務等に係る行政処分事務							
説明								千円
1 公安委員会運営に要する経費 ・公安委員(3人)に係る報酬等								7,494
2 公安委員会が行う行政処分の実施に要する経費 ・非常勤職員(2人)に係る報酬、公安委員会が行う運転免許、風俗営業、警備業関係の行政処分に要する経費								5,242
	計							12,736
安全運転講習費	155,937	151,804	4,133			<手数料> 155,937		
トータルコスト	184,903千円 (前年度 180,561円) [正職員: 3.6人]							
主な業務内容	各講習委託先との調整・監督、講習実施、講習委託契約・物品購入							
説明								千円
1 運転免許の停止・保留を受けた者等に対する講習に要する経費 ・行政処分者講習委託料等 委託期間 平成23年4月1日から平成25年3月31日の間 (平成22年度11月補正: 債務負担行為設定済)								36,589
2 安全運転管理者講習に要する経費 ・安全運転管理者講習委託料 委託期間 平成24年4月1日から平成26年3月31日の間 (平成23年度11月補正: 債務負担行為設定済)								5,165
3 運転免許証更新時講習に要する経費 ・更新時講習委託料、講習用テキスト等 委託期間 平成23年4月1日から平成25年3月31日の間 (平成22年度11月補正: 債務負担行為設定済)								50,778
4 指定自動車教習所指導員等講習に要する経費 ・指導員検定員等講習委託料等								2,076
5 取消処分者講習等に要する経費 ・取消処分者講習通知経費等								339
6 取得時講習に要する経費 ・取得時講習委託料等								4,212
7 高齢者講習に要する経費 ・高齢者講習業務委託料等								56,778
	計							155,937
許認可取扱費	5,770	4,229	1,541			<手数料> 5,770		
トータルコスト	43,586千円 (前年度 44,968千円) [正職員: 4.7人]							
主な業務内容	古物・質屋・風俗・警備業等営業許可申請の審査、銃砲刀剣類・火薬類所持等申請の審査、猟銃等取扱講習会・警備業講習会の開催							
説明								千円
各種営業許可、銃砲所持許可、火薬類運搬証明等許可事務に要する経費 ・警備員指導教育責任者講習部外講師謝金等								5,770

平成24年度一般会計当初予算説明資料

会計課(内線:8502)

(単位:千円)

2目 警察本部費

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考	
				国庫支出金	起債	その他	一般財源		
警察職員費	427,165	415,879	11,286			<雑入> 24,363	402,802		
トータルコスト	580,844千円 (前年度 565,255千円) [正職員:19.1人 非常勤職員:5.0人]								
主な業務内容	本部庁舎受付・宿日直業務、制服・けん銃弾薬・装備品の購入・貸与、報道機関との連絡調整、音楽隊演奏活動、警察航空隊の運営、警察用車両の車検・定期検査、警察本部庁舎管理								
説明								千円	
1 警察職員の設置に伴う経費 ・非常勤職員(2人)に係る報酬、駐在所報償費及び各警察署等光熱水費等								264,745	
2 警察職員の被服調整に要する経費 ・警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例に基づいて支給する被服の購入費等								93,175	
3 警察広報活動に要する経費 ・非常勤職員(1人)に係る報酬等								3,179	
4 警察音楽隊の運営に要する経費 ・ふれあいコンサート開催に係る経費等								2,404	
5 警察航空隊の管理運営に要する経費 ・警察航空隊舎の光熱水費、航空隊員の資格講習受講経費等								3,083	
6 自動車整備工場に要する経費 ・非常勤職員(2人)に係る報酬、警察車両の重量税、自動車損害賠償責任保険料等								17,978	
7 警察本部庁舎維持管理に要する経費 ・警察本部庁舎に係る光熱水費、通信機器リース料等								42,601	
								計	427,165
警察証明事務取扱費	39,830	36,260	3,570			<手数料> 39,830			
トータルコスト	171,784千円 (前年度 164,867千円) [正職員:16.4人]								
主な業務内容	証明申請の受理、審査、証明書の発行								
説明								千円	
自動車保管場所証明等警察証明事務に要する経費 ・自動車保管場所証明現地調査事務委託料 委託期間 平成24年4月1日から平成26年3月31日の間 (平成23年度11月補正:債務負担行為設定済)								39,830	

平成24年度一般会計当初予算説明資料

会計課 (内線: 8502)

(単位: 千円)

2目 警察本部費

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
電子計算組織 運営費	176,677	238,744	△62,067				176,677	
トータルコスト	333,574千円 (前年度 394,510千円) [正職員: 19.5人]							
主な業務内容	電子計算機器の操作及び操作方法の指導、障害対応、システム開発、機器設置作業、 犯罪経歴の登録、データ照会への回答							
説 明								千円
1 電子計算組織の運営に要する経費								85,935
・電子計算機のリース料等								
2 鳥取県警察統合情報通信ネットワークの運営に要する経費								90,742
・鳥取県警察情報通信ネットワーク端末のリース料等								
・警察安全相談システム保守委託								
・訓令例規通達検索システム保守委託								
	計							176,677
警察安全相談員 設置運営費	19,471	19,428	43			<雑入> 102	19,369	
トータルコスト	50,046千円 (前年度 49,782千円) [正職員: 3.8人 非常勤職員: 9.0人]							
主な業務内容	連絡調整、非常勤職員による相談の受理・対応							
説 明								千円
警察安全相談員設置運営に要する経費								19,471
警察安全相談の件数が特に多い都市部の警察署及び警察本部に、警察安全 相談員(非常勤職員)を配置して、相談事案に対する迅速・的確な対応を行う 体制を確保する。								
警察安全相談員(非常勤職員)の業務								
・相談受理、防犯措置の教示								
・関係機関への照会、引き継ぎ								
・相談者、関係者に対する措置結果の連絡								
・相談処理簿の記載、管理								
所属別配置状況								
区 分	警察本部	鳥取署	倉吉署	米子署	境港署	計		
配置人員	1名	3名	2名	2名	1名	9名		
※警察本部は生活安全企画課へ配置								

平成24年度一般会計当初予算説明資料

会計課（内線：8502）

2目 警察本部費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
留置管理業務 支援要員設置 運営費	11,304	11,279	25			<雑入> 59	11,245	
トータルコスト	29,005千円（前年度 28,853千円） [正職員：2.2人 非常勤職員：5.0人]							
主な業務内容	連絡調整、非常勤職員による業務支援							
説明	留置管理業務支援要員設置運営に要する経費 留置管理に付随する業務を行う留置管理業務支援要員（非常勤職員）を鳥取・米子警察署に各2名、倉吉警察署に1名配置して、留置担当警察官を本来業務である監視、警戒等に専念させることにより、留置施設内における事故防止を図る。 留置管理業務支援要員の主な業務 ・接見、差入れ申込みの受付業務等 ・差入れ物品の保管、管理等 ・食事の支給等 ・留置施設内の清掃等 ・衣類の洗濯、乾燥等							千円 11,304
警察署協議会 運営費	4,095	4,133	△38				4,095	
トータルコスト	33,865千円（前年度 33,689千円） [正職員：3.7人]							
主な業務内容	連絡調整、警察署協議会の開催							
説明	警察署協議会運営に要する経費 ・警察署協議会の委員（74人）に係る報酬等							千円 4,095
「全国植樹祭」 警備対策事業	7,907	1,232	6,675				7,907	
トータルコスト	201,011千円（前年度 36,379千円） [正職員：24.0人]							
主な業務内容	関係機関との連絡調整、警備計画の策定、実査							
説明	平成25年春に開催が予定されている「全国植樹祭」の警備対策に要する経費 ・準備段階において必要な旅費等							千円 7,907
⑨ ヘリコプター 操縦士等訓練 実施費	30,810	0	30,810				30,810	
トータルコスト	33,224千円（前年度 0千円） [正職員：0.3人]							
説明	操縦士及び整備士の教養に要する経費 ・平成23年度第三次補正において警察庁（国費）により県警ヘリコプターが現在の単発機（平成3年度整備）から双発機に更新されることに伴い、国土交通省航空局のガイドラインに基づき、操縦士等に係る訓練の委託を実施する。							千円 30,810

平成24年度一般会計当初予算説明資料

会計課（内線：8502）

2目 警察本部費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
福利厚生費	39,345	36,840	2,505			<雑入> 16	39,329	
トータルコスト	102,908千円（前年度 98,348千円） [正職員：7.9人 非常勤職員：1.0人]							
主な業務内容	健康診断の実施、産業医との連絡調整・職場内巡回指導、職員等への生活設計支援、災害給付認定手続							
説明								千円
警察職員の福利厚生事業に要する経費								
・警察職員の健康診断料等								28,342
・警察官の職務に協力援助した者の災害給付に要する経費								11,003
								計 39,345
遺失物取扱費	539	539	0			<雑入> 539		
トータルコスト	66,516千円（前年度 65,242千円） [正職員：8.2人]							
主な業務内容	拾得物の受理・公告・保管・返還及び処分							
説明								千円
遺失物及び拾得物の処理に要する経費								539
・満期拾得自転車処分委託料等								
職員人件費	12,619,072	13,453,482	△834,410	3,757		<手数料> 362,801 <財産収入> 500 <雑入> 8,961	12,243,053	
説明								千円
警察職員に係る人件費								12,619,072
・警察官1,233人、一般職員222人								

会計課（内線：8502）

3目 警察施設費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
警察財産管理費	259,433	273,200	△13,767		<3,900> 13,000	<手数料> 17,400 <財産収入> 48,400 <雑入> 6,080	174,553	県費負担 178,453
トータルコスト	309,318千円（前年度 322,726千円） [正職員：6.2人]							
主な業務内容	警察施設の維持修繕・管理、契約、支払事務							
説明								千円
警察施設の維持補修及び維持管理に要する経費								259,433
（警察本部庁舎、本部の出先庁舎、警察署庁舎、派出所、交番、駐在所、職員宿舎）								

（注） 起債欄の上段（ ）書きは交付税措置額を除いた金額である。
総負担額は起債欄（ ）書きの金額と一般財源の金額を加算したものである。

平成24年度一般会計当初予算説明資料

会計課(内線:8502)

3目 警察施設費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考														
				国庫支出金	起債	その他	一般財源															
住宅対策費	45,756	45,756	0			<雑入> 14,600	31,156															
トータルコスト	50,584千円 (前年度 50,549千円) [正職員:0.6人]																					
主な業務内容	警察宿舍の民間借上げに係る企画調整、契約事務																					
<p>説明</p> <p>職員住宅の建替整備に要する経費 千円 45,756</p> <p>築後30年以上経過した老朽、狭隘な待機宿舍について、民間公募により整備した待機宿舍を賃貸している。</p>																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>整備年度</th> <th>管轄署</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成19年度</td> <td>米子警察署</td> <td>単身用36戸</td> </tr> <tr> <td>平成20年度</td> <td>鳥取警察署</td> <td>単身用18戸</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>倉吉警察署</td> <td>単身用18戸</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>境港警察署</td> <td>単身用9戸、世帯用3戸</td> </tr> </tbody> </table>								整備年度	管轄署	備考	平成19年度	米子警察署	単身用36戸	平成20年度	鳥取警察署	単身用18戸	平成21年度	倉吉警察署	単身用18戸	平成22年度	境港警察署	単身用9戸、世帯用3戸
整備年度	管轄署	備考																				
平成19年度	米子警察署	単身用36戸																				
平成20年度	鳥取警察署	単身用18戸																				
平成21年度	倉吉警察署	単身用18戸																				
平成22年度	境港警察署	単身用9戸、世帯用3戸																				
⑨ 鳥取県警察機動センター(仮称)庁舎整備検討事業	500	0	500				500															
トータルコスト	2,109千円 (前年度 0千円) [正職員:0.2人]																					
主な業務内容	企画調整、調査																					
<p>説明</p> <p>鳥取県機動センター(仮称)庁舎整備の検討に要する経費 千円 500</p> <p>・平成29年度に予定されている山陰道鳥取空港ICから青谷IC間の供用開始に合わせて高速道路交通警察隊鳥取分駐隊庁舎整備を検討するとともに、狭隘等の支障が生じている交通機動隊東部分駐隊、自動車警ら隊東部分駐隊との合同庁舎についても検討</p>																						

会計課(内線:8502)

4目 運転免許費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
運転免許費	131,025	151,391	△20,366			<手数料> 130,959 <雑入> 66		
トータルコスト	395,738千円 (前年度 416,593千円) [正職員:32.9人 非常勤職員:7.0人]							
主な業務内容	運転免許申請者の試験実施、免許証発行、免許証更新時の受付・審査・交付業務							
<p>説明</p> <p>自動車運転免許試験及び免許証の交付並びに運転免許試験場の運営に要する経費 千円 131,025</p> <p>・更新通知業務委託、仮免許業務委託、技能試験員養成委託、ICカード基体等消耗品の購入、ICカード運転免許証用追記装置リース料及びICカード運転免許証発行に必要な機器リース料及び保守委託等</p>								

平成24年度一般会計当初予算説明資料

会計課(内線:8502)

4目 運転免許費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
運転免許費 (指定自動車教習所に係る安全運転教育事業助成)	1,062	2,312	△1,250	744			318	
トータルコスト	1,867千円 (前年度 3,111千円) [正職員:0.1人]							
主な業務内容	関係機関との調整、管理							
説明	指定自動車教習所が実施する運転免許取得者教育の課程の器材等整備に係る助成に要する経費							千円 1,062
	・助成制度の概要							
	(1) 補助率 2分の1							
	(2) 補助限度額 4,000千円/年(1教習所当たり)かつ予算の範囲内							
	(3) 補助対象期間 平成21年度9月補正予算成立後から最長平成25年度まで							
	(4) 補助対象経費 運転免許取得者教育の課程に要する車両、運転シミュレーター、教本、運転適性検査器材等							

会計課(内線:8502)

5目 恩給及び退職年金費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
恩給及び退職年金費	39,269	46,232	△6,963				39,269	
トータルコスト	40,878千円 (前年度 54,220千円) [正職員:0.2人]							
主な業務内容	支給手続きに係る連絡調整							
説明	警察退職者に対する普通恩給・扶助料							千円 39,269

平成24年度一般会計当初予算説明資料

2項 警察活動費

会計課 (内線: 8502)

1目 一般警察活動費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
基本経費及び会計事務費	120,328	121,627	△1,299	40,085		<雑入> 31,137	49,106	
トータルコスト	994,124千円 (前年度 996,313千円) [正職員: 108.6人]							
主な業務内容	県議会との連絡調整、情報公開申請受付、物品調達・出納・保管、歳入歳出予算管理、会計業務の指導改善、被留置者の生活管理、被留置者の護送業務							
説明								千円
1 総務課、警察県民課、会計課の職員旅費等運営に要する経費及び警察用電話回線専用料、事務連絡用携帯電話使用料等基本経費								76,706
2 留置施設の管理運営に要する経費 ・被留置者食糧費、医療費及び警察嘱託医謝金等 ・留置施設視察委員(4人)に係る報酬等								43,622
	計							120,328
人事管理及び企画監察費	12,262	11,262	1,000	3,801			8,461	
トータルコスト	1,058,242千円 (前年度 901,924千円) [正職員: 130.0人]							
主な業務内容	職員採用試験案内の学校説明、受験者への連絡、試験の実施、採用手続、勤務制度・組織定員・給与・人事に関する企画・管理、訓令その他の重要な公文書類の審査、公務災害補償認定手続、警察共済組合・警察職員互助会の事業の企画・広報・運営、監察、表彰・懲戒業務、訴訟事務							
説明								千円
警務課、厚生課、監察官室の職員旅費等運営に要する経費並びに警察官募集等警察職員の募集及び採用に要する経費								12,262
警察教養費	32,260	31,527	733	10,868		<雑入> 14	21,378	
トータルコスト	246,284千円 (前年度 243,209千円) [正職員: 26.6人 非常勤職員: 1.0人]							
主な業務内容	職員の指導・教養・訓練、術科訓練の監督・指導、各種術科大会の開催及び部外競技会への参加							
説明								千円
警察職員の一般教養、各種講習、術科訓練、術科大会出場、各種学校入校旅費及び海外語学研修等に要する経費								32,260

平成24年度一般会計当初予算説明資料

会計課 (内線: 8502)

2目 刑事警察費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
捜査活動運営費	139,560	156,044	△16,484	27,109			112,451	
トータルコスト	2,900,143千円 (前年度 2,926,282千円) [正職員: 343.1人]							
主な業務内容	凶悪犯・粗暴犯・盗犯・知能犯・選挙違反等の犯罪捜査、被疑者逮捕・取調べ・送致、暴力団対策業務、銃器犯罪対策業務							
説 明							千円	
1 捜査活動運営費及び犯罪捜査取締活動に要する経費							84,373	
・ 捜査報償費、外国語通訳謝金及び犯罪捜査活動用資機材の整備、 検視支援システムの保守リース料等								
2 初動捜査支援システムの整備に要する経費							43,216	
・ 初動捜査支援システムの保守リース料等								
3 指定暴力団の指定等に要する経費							7,931	
・ 事業所選任責任者講習委託等								
4 銃器犯罪対策に要する経費							4,040	
・ 初動措置対応資器材の整備								
							計	139,560
犯罪被害者支援 事業	4,046	3,872	174	2,023			2,023	
トータルコスト	123,931千円 (前年度 125,290千円) [正職員: 14.9人]							
主な業務内容	犯罪被害者に対する各種施策の企画・調査及び総合調整							
説 明							千円	
犯罪被害者支援の推進に要する経費							4,046	
・ 被害者カウンセラー謝金、被害者の負担軽減のために要する経費等								
犯罪被害者民間 支援団体運営 事業	5,000	5,000	0				5,000	
トータルコスト	9,023千円 (前年度 7,396千円) [正職員: 0.5人]							
主な業務内容	企画、調整、運営指導							
説 明							千円	
民間被害者支援団体「一般社団法人とっとり被害者支援センター」を支援するための 交付金							5,000	
とっとり被害者支援センターの主な事業								
・ 犯罪被害相談に関する事業								
・ 犯罪被害者等給付金の裁定申請手続の補助に関する事業								
・ 物品の供与又は貸与、役務の提供等の直接的支援に関する事業								
・ 自助グループへの支援に関する事業								
・ 広報及び啓発活動に関する事業								
・ 犯罪被害相談員、被害者支援ボランティアの養成・研修に関する事業								
※鳥取県公安委員会が平成23年3月17日に「犯罪被害者等早期援助団体」として指定								
・ 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律第23条に基づき、「犯罪被害者等早期援助団体」に対し、警察は、犯罪被害者等の同意を得て、犯罪被害者等の氏名、住所及び犯罪被害の概要に関する情報を提供することが可能となり、支援を求める犯罪被害者等に早期に手をさしのべることができる。								

平成24年度一般会計当初予算説明資料

会計課 (内線: 8502)

2目 刑事警察費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
生活安全活動 運営費	21,590	21,165	425	6,077			15,513	
トータルコスト	574,350千円 (前年度 583,520千円) [正職員: 68.7人]							
主な業務内容	犯罪予防活動、酩酊者・行方不明者・迷子その他応急の救護を要する者の保護、少年指導委員との連絡調整・街頭補導活動、公害関係・風俗・売春事犯等の取締							
説明								千円
	犯罪予防及び特別法犯の捜査取締活動並びに少年非行防止、補導活動に要する経費							21,590
	・捜査報償費、(社)鳥取県防犯連合会補助金及び防犯ボランティア研修会の開催経費等							
鑑識活動運営費	82,931	83,667	△736	3,422		<雑入> 11	79,498	
トータルコスト	440,978千円 (前年度 439,932千円) [正職員: 44.5人 非常勤職員: 1.0人]							
主な業務内容	犯罪・事故現場における指紋・足こん跡・写真撮影その他資料収集、資料等の分析・鑑定業務及び科学捜査研究所における法医学・物理学・化学・心理学等による鑑定・検査							
説明								千円
1	犯罪鑑識活動及び科学捜査資器材の整備に要する経費							40,778
	・捜査報償費、非常勤職員(1人)に係る報酬等							
	・X線マイクロアナライザー、ガスクロマトグラフ質量分析装置リース料							
2	鳥取県指紋情報管理システムの運用等に要する経費							42,153
	・システムの保守リース料等							
	計							82,931

会計課 (内線: 8502)

3目 交通指導取締費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
交通指導取締費	25,596	25,082	514	3,432		<雑入> 132	22,032	
トータルコスト	749,736千円 (前年度 751,191千円) [正職員: 90.0人]							
主な業務内容	交通指導取締、交通事故処理、交通事件捜査、被疑者逮捕・取調べ・送致、交通事故統計							
説明								千円
	交通犯罪、交通違反の捜査・取締並びに交通事故処理等に要する経費							25,596
	・捜査報償費、地域交通安全活動推進委員謝金、交通取締用機材の整備等							

平成24年度一般会計当初予算説明資料

会計課 (内線: 8502)

3目 交通指導取締費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
反則金実施費	2,506	2,666	△160			<雑入> 1,411	1,095	
トータルコスト	37,104千円 (前年度 37,014千円) [正職員: 4.3人]							
主な業務内容	交通反則金の徴収事務							
説明	交通反則金の徴収事務等に要する経費、							千円 2,506
交通安全対策費	19,774	20,096	△322			<手数料> 5,947	13,827	
トータルコスト	117,131千円 (前年度 110,360千円) [正職員: 12.1人]							
主な業務内容	交通安全に係る講習会・巡回指導の実施、交通安全運動の実施に係る企画・広報、交通事故の統計分析、道路使用許可申請の受理・審査・許可							
説明	交通事故防止、交通安全思想の普及活動等に要する経費 ・道路情報提供業務の日本道路交通情報センターへの委託及び財団法人鳥取県交通安全協会補助金等							千円 19,774
高齢者交通安全教育実施費	7,721	7,644	77			<雑入> 34	7,687	
トータルコスト	25,422千円 (前年度 25,218千円) [正職員: 2.2人 非常勤職員: 3.0人]							
主な業務内容	連絡調整、安全教育の実施							
説明	シルバー・セイフティ・インストラクターの設置運営に要する経費 1 任務 (1) 高齢者に対する運転適性診断機器等を使用した交通安全教育 (2) 高齢者宅訪問による交通安全個別指導及び反射材貼付活動 (3) 関係機関、団体と連携した出前型の交通安全教室等の開催 (4) 高齢者交通安全教育に関する情報の発信及び収集等 2 活動方法 (1) 3名のインストラクターが、それぞれ鳥取、倉吉、米子警察署を拠点に活動 (2) 単独での高齢者宅訪問活動、各機関からの要請に基づく交通安全教室の開催、各種イベント等での広報活動							千円 7,721

平成24年度一般会計当初予算説明資料

会計課 (内線: 8502)

3目 交通指導取締費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
違法駐車対策事業	27,291	27,059	232			<手数料> 58 <過料等> 7,500 <雑入> 11	19,722	
トータルコスト	53,843千円 (前年度 53,419千円) [正職員: 3.3人 非常勤職員: 1.0人]							
主な業務内容	委託業務の指導監督、放置違反金徴収事務							
説明	違法駐車対策に要する経費 ・違法駐車対策に伴う放置違反金制度の運用 ・放置車両確認事務の民間委託 委託期間 平成24年4月1日から平成26年3月31日の間 (平成23年度11月補正: 債務負担行為設定済)							千円 27,291
地域警察運営費	17,905	17,288	617	2,867			15,038	
トータルコスト	3,056,879千円 (前年度 3,047,136千円) [正職員: 377.7人]							
主な業務内容	警ら活動、交番・駐在所での各種事案処理、鉄道警察活動、雑踏警備、水難・山岳遭難等及び災害発生時の救助活動、防災機関との連絡調整							
説明	地域警察の運営及び山岳救助活動等に要する経費 ・山岳遭難救助訓練部外講師謝金及び大山遭難防止協会補助金等							千円 17,905
通信指令・総合指揮システム運営費	125,487	125,487	0	10,992			114,495	
トータルコスト	280,775千円 (前年度 223,739千円) [正職員: 19.3人]							
主な業務内容	110番の受理・対応、通信指令システム等の維持管理、警察用無線機の運用・管理							
説明	通信指令・総合指揮システムの管理運営に要する経費 ・通信指令・総合指揮システム機器リース料 ・デジタル無線機用分散局と警察署間の回線料 ・デジタル無線機の携帯電話機能に係る通信料							千円 125,487
パーキングチケット管理運営費	8,641	7,623	1,018			<手数料> 8,200	441	
トータルコスト	10,250千円 (前年度 9,221千円) [正職員: 0.2人]							
主な業務内容	パーキングチケット管理委託先との連絡調整、業務履行状況確認、機器修繕手続							
説明	パーキングチケットの管理運営に要する経費 ・パーキングチケット発給設備管理委託料 委託期間 平成24年4月1日から平成26年3月31日の間 (平成23年度11月補正: 債務負担行為設定済)							千円 8,641

平成24年度一般会計当初予算説明資料

会計課（内線：8502）

3目 交通指導取締費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
交通安全施設整備費(地中化・美装化事業)	55,416	14,382	41,034		39,000		16,416	
トータルコスト	59,439千円（前年度 18,376千円） [正職員：0.5人]							
主な業務内容	関係機関との連絡調整、設計、契約事務、工事監理、完成検査							
説明	信号電線類地中化及び信号機等の美装化に要する経費							千円 55,416
実施計画区間								
鳥取市	国道53号	鳥取市湯所橋北詰～丸山交差点の間						

会計課（内線：8502）

4目 装備費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
装備費	175,838	155,878	19,960	56,561			119,277	
トータルコスト	250,666千円（前年度 233,362千円） [正職員：9.3人]							
主な業務内容	車両の維持補修、装備品の調達・管理、警察用ヘリコプターの整備							
説明								千円
1 警察車両等維持管理に要する経費 ・警察車両に係る燃料、修繕料等								151,284
2 警察航空機(ヘリコプター)の運用に要する経費 ・航空機に係る燃料、修繕料等								24,554
	計							175,838
装備費(ヘリコプターテレビシステム運用経費)	1,000	1,989	△989				1,000	
トータルコスト	5,023千円（前年度 7,581千円） [正職員：0.5人]							
主な業務内容	ヘリコプターテレビシステムの運用・管理							
説明	ヘリコプターテレビシステムの運用に要する経費 ・ヘリコプターテレビシステム故障修理							千円 1,000

平成24年度一般会計当初予算説明資料

会計課（内線：8502）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
「全国植樹祭」 警備対策事務支 援事業	(3,596)	(0)	(3,596)			(3,596)		
<p>説明 ※商工労働部の緊急雇用創出事業で一括計上</p> <p>警備計画等の策定において、多種多様かつ膨大な資料を収集整理していく過程において、各種資料の整理・分類保管、装備資器材の一覧表、車両運用計画作成等の補助事務を行うため、非常勤職員を雇用し、業務を支援する。</p> <p>雇用創出人数 3人</p>								
暴力団排除活動 における回答業 務	(5,392)	(5,380)	(12)			(5,392)		
<p>説明 ※商工労働部の緊急雇用創出事業で一括計上</p> <p>官民各機関からの暴力団該当性に関する照会のうち、事務的な部分について非常勤職員により処理し、業務を効率的に実施する。</p> <p>雇用創出人数 3人</p>								

平成24年度当初予算歳入歳出事項別明細書（警察本部）

(単位:千円)

款 項 目	9款 警察費	うち警察本部							
		予算額	1項 警察管理費	1目	2目	3目	4目	5目	
節 別	予算額			1目 公安 委員会費	2目 警察本部費	3目 警察施設費	4目 運転免許費	5目 恩給及び退 職年金費	
1 報 酬	150,620	150,620	138,612	9,994	117,714		10,904		
2 給 料	5,432,109	5,432,109	5,432,109		5,432,109				
3 職 員 手 当 等	5,301,247	5,301,247	5,301,247		5,301,247				
時 間 外 手 当	1,179,272	1,179,272	1,179,272		1,179,272				
特 殊 勤 務 手 当	95,736	95,736	95,736		95,736				
退 職 手 当	1,242,278	1,242,278	1,242,278		1,242,278				
そ の 他 の 手 当	2,668,425	2,668,425	2,668,425		2,668,425				
児 童 手 当	115,536	115,536	115,536		115,536				
4 共 済 費	1,906,938	1,906,938	1,905,135	615	1,902,842		1,678		
職 員 に 係 る も の	1,885,716	1,885,716	1,885,716		1,885,716				
賃 金 に 係 る も の	21,222	21,222	19,419	615	17,126		1,678		
5 災 害 補 償 費	10,964	10,964	10,964		10,964				
6 恩 給 及 び 退 職 年 金	39,269	39,269	39,269					39,269	
7 賃 金									
8 報 償 費	70,753	70,753	56,314	1,475	54,839				
9 旅 費	99,944	99,944	48,890	1,394	47,246		250		
費 用 弁 償	1,439	1,439	1,352	925	427				
普 通 旅 費	94,075	94,075	47,254	202	46,802		250		
特 別 旅 費	4,430	4,430	284	267	17				
10 交 際 費	500	500	500	100	400				
11 需 用 費	802,582	802,582	415,387	20,389	269,009	38,515	87,474		
食 糧 費	28,168	28,168	2,807	5	2,802				
そ の 他 の 需 用 費	774,414	774,414	412,580	20,384	266,207	38,515	87,474		
12 役 務 費	367,875	367,875	68,972	1,886	61,106	4,100	1,880		
13 委 託 料	571,980	571,980	376,293	127,504	96,849	127,918	24,022		
14 使 用 料 及 び 賃 借 料	475,194	475,194	239,781	10,473	153,224	71,567	4,527		
15 工 事 請 負 費	964,031	964,031	178,416			178,416			
16 原 材 料 費									
17 公 有 財 産 購 入 費	31,735	31,735	31,735			31,735			
18 備 品 購 入 費	45,739	45,739	5,262	400	3,964	898			
19 負 担 金、補 助 及 び 交 付 金	17,696	17,696	4,707	113	1,505	2,027	1,062		
20 扶 助 費									
21 賞 付 金									
22 補 償、補 填 及 び 賠 償 金	43	43	43		43				
23 償 還 金、利 子 及 び 割 引 料	15	15							
24 投 資 及 び 出 資 金									
25 積 立 金									
26 寄 付 金									
27 公 課 費	8,818	8,818	8,818	100	8,428		290		
28 繰 出 金									
予 備 費									
計	16,298,052	16,298,052	14,262,454	174,443	13,461,489	455,166	132,087	39,269	
財 源 内 訳	国 庫 支 出 金	310,092	310,092	4,501		3,757		744	
	起 債	197,000	197,000	13,000			13,000		
	そ の 他	876,517	876,517	822,062	166,949	437,608	86,480	131,025	
	一 般 財 源	14,914,443	14,914,443	13,422,891	7,494	13,020,124	355,686	318	39,269

(単位:千円)

款 項 目		2項 警察活動費				4目 装備費
		1目 一般警察活動費	2目 刑事警察費	3目 交通指導取締費	4目 装備費	
節 別						
1	報酬	12,008	2,640	1,874	7,494	
2	給料					
3	職員手当等					
	時間外手当					
	特殊勤務手当					
	退職手当					
	その他の手当					
	児童手当					
4	共済費	1,803	362	288	1,153	
	職員に係るもの					
	賃金に係るもの	1,803	362	288	1,153	
5	災害補償費					
6	恩給及び退職年金					
7	賃金					
8	報償費	14,439	610	12,215	1,614	
9	旅費	51,054	18,041	27,427	5,586	
	費用弁償	87	64		23	
	普通旅費	46,821	17,880	23,839	5,102	
	特別旅費	4,146	97	3,588	461	
10	交際費					
11	需用費	387,195	32,680	30,779	182,148	141,588
	食糧費	25,361	25,361			
	その他の需用費	361,834	7,319	30,779	182,148	141,588
12	役務費	298,903	101,591	69,215	127,082	1,015
13	委託料	195,687	4,718	14,624	161,472	14,873
14	使用料及び賃借料	235,413	1,898	79,679	153,836	
15	工事請負費	785,615			785,615	
16	原材料費					
17	公有財産購入費					
18	備品購入費	40,477	653	9,894	10,568	19,362
19	負担金、補助及び交付金	12,989	1,657	7,132	4,200	
20	扶助費					
21	貸付金					
22	補償、補填及び賠償金					
23	償還金、利子及び割引料	15			15	
24	投資及び出資金					
25	積立金					
26	寄付金					
27	公課費					
28	繰出金					
	予備費					
	計	2,035,598	164,850	253,127	1,440,783	176,838
財源内訳	国庫支出金	305,591	54,754	38,631	155,645	56,561
	起債	184,000			184,000	
	その他	54,455	31,151	11	23,293	
	一般財源	1,491,552	78,945	214,485	1,077,845	120,277

節の明細

項	目	金額(千円)等
9款	警察費	
1項	警察管理費	
1目	公安委員会費	
報 酬	公安委員 非常勤職員	3人 2人
負担金、補助 及び交付金	・警備業共同検定実施負担金	113
2目	警察本部費	
報 酬	警察署協議会委員 非常勤職員	74人 66人
給 料	警察官 定数外警察官 一般職員 定数外一般職員	1,223人 10人 220人 2人
負担金、補助 及び交付金	・警察共済組合職員事務費負担金 ・鳥取県自動車整備振興会負担金 ・(財)鳥取県交通安全協会負担金 ・警察職員共済組合負担金 ・鳥取県安全運転運行管理者協議会負担金 ・境港市同報無線利用者協議会負担金 ・OSS推進警察協議会負担金	9 82 314 474 392 3 231
3目	警察施設費	
負担金、補助 及び交付金	・交番等施設管理負担金 ・上下水道負担金 ・営繕積算システム負担金 ・ケーブルネットワーク放送加入負担金	687 1,258 21 61
4目	運転免許費	
報 酬	非常勤職員	7人
負担金、補助 及び交付金	・運転免許取得者教育基盤整備補助金	1,062
2項	警察活動費	
1目	一般警察活動費	
報 酬	留置視察委員 非常勤職員	4人 1人
負担金、補助 及び交付金	・関西経理学校入校負担金 ・海外語学研修負担金 ・部外競技会参加負担金	1,250 352 55
2目	刑事警察費	
報 酬	非常勤職員	1人
負担金、補助 及び交付金	・(社)鳥取県防犯連合会補助金 ・犯罪被害者民間支援団体交付金 ・学会負担金	2,000 5,000 132
3目	交通指導取締費	
報 酬	非常勤職員	4人
負担金、補助 及び交付金	・(財)鳥取県交通安全協会補助金 ・自動車安全運転センター補助金 ・大山遭難防止協会補助金	2,200 720 1,280
償還金、利子 及び割引料	・放置違反金還付金	15

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

当該年度提出に係る分

事項	限度額 千円	前年度末までの支出(見込)額 千円		当該年度以降の支出予定額 千円			左の財源内訳					
		期間	金額	期間	金額	特定財源		一般財源				
						国庫支出金	地方債	その他	国庫支出金	地方債	その他	
平成24年度 模範運転装置置借料	2,890		0	平成25年度	2,890					2,890		
平成24年度 警察本部庁舎通信機器賃借料	73,617		0	平成25年度から 平成30年度まで	73,617							73,617
平成24年度 警察本部遺失物管理システム賃借料	451		0	平成25年度	451							451
平成24年度 セキュリティ対策機器(ファイ ルサーバー)賃借料	10,290		0	平成25年度から 平成29年度まで	10,290							10,290
平成24年度 ICカード運転免許証追記装 置賃借料	111		0	平成25年度	111							111
平成24年度 初動捜査支援システム賃借 料	99,690		0	平成25年度から 平成30年度まで	99,690							99,690
平成24年度 鳥取県指紋情報管理システ ム賃借料	285,552		0	平成25年度から 平成30年度まで	285,552							285,552
平成24年度 交通信号機管理システム賃 借料	5,693		0	平成25年度から 平成30年度まで	5,693							5,693

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

事 項	限 度 額 千円	前年度末までの支出(見込)額 千円		当該年度以降の支出予定額 千円		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	国庫支出金 千円	特 定 財 源 地 方 債 千円	そ の 他 千円	一般財源 千円
平成19年度 警察本部×線マイクロアナ イザ賃借料	33,556	平成20年度から 平成23年度まで	20,966	平成24年度から 平成25年度まで	7,426				7,426
平成19年度 警察官待機宿舍賃借料	388,800	平成20年度から 平成23年度まで	77,760	平成24年度から 平成39年度まで	311,040			82,944	228,096
平成20年度 犯罪統計管理システム機器 賃借料	2,580	平成21年度から 平成23年度まで	1,529	平成24年度から 平成25年度まで	1,019				1,019
平成20年度 交通事故情報管理システム 機器賃借料	22,705	平成21年度から 平成23年度まで	8,687	平成24年度から 平成25年度まで	5,067				5,067
平成20年度 警察官待機宿舍賃借料	194,400	平成21年度から 平成23年度まで	29,160	平成24年度から 平成40年度まで	165,240			45,900	119,340
平成20年度 ガスクロマトグラフ質量分析 装置賃借料	23,408	平成21年度から 平成23年度まで	11,696	平成24年度から 平成26年度まで	9,747				9,747
平成20年度 通信指令・総合指揮システ ム機器賃借料	453,858	平成21年度から 平成23年度まで	272,135	平成24年度から 平成25年度まで	173,864				173,864
平成20年度 警察業務系ネットワーク回 線統合整備事業費	22,468	平成21年度から 平成23年度まで	7,745	平成24年度から 平成25年度まで	4,949				4,949
平成21年度 警察官待機宿舍賃借料	194,400	平成22年度から 平成23年度まで	19,440	平成24年度から 平成41年度まで	174,960			48,600	126,360

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

事 項	限 度 額 千円	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額 千円	期 間	金 額 千円	特 定 財 源			一 般 財 源 千円
						国庫支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	
平成21年度 交通管制システム機器賃借 料	202,099	平成22年度から 平成23年度まで	70,787	平成24年度から 平成26年度まで	103,231	45,550			57,681
平成21年度 ICカード化運転免許証作成 システム等賃借料及び保守 業務委託	56,326	平成22年度から 平成23年度まで	20,880	平成24年度から 平成26年度まで	28,868			28,868	
平成22年度 運転適性検査機器賃借料	26,653	平成23年度	4,435	平成24年度から 平成28年度まで	19,959			19,959	
平成22年度 人事管理システム賃借料	10,943	平成23年度	1,979	平成24年度から 平成27年度まで	7,583				7,583
平成22年度 警察官待機宿舍賃借料	137,520	平成23年度	6,876	平成24年度から 平成42年度まで	130,644			45,885	84,759
平成22年度 放置駐車違反管理システム 賃借料	181,582	平成23年度	17,670	平成24年度から 平成27年度まで	69,209			1,539	67,670
平成22年度 警察本部庁舎機械設備等 保守管理委託	84,195	平成23年度	10,709	平成24年度から 平成27年度まで	42,835				42,835
平成22年度 警察署環境衛生保守管理 委託	9,190	平成23年度	1,502	平成24年度から 平成27年度まで	6,006				6,006
平成22年度 警察署等昇降機設備保守 管理委託	21,940	平成23年度	4,105	平成24年度から 平成27年度まで	16,421				16,421

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

事項	限度額 千円	前年度末までの支出(見込)額 千円		当該年度以降の支出予定額 千円		左の財源内訳			
		期間	金額	期間	金額	国庫支出金 千円	特定財源 地方債 千円	その他 千円	一般財源 千円
平成23年度 警察統合情報通信ネットワーク通信機器賃借料	21,004		0	平成24年度から 平成28年度まで	21,004				21,004
平成23年度 運転免許証申請支援システム賃借料	8,646		0	平成24年度から 平成29年度まで	4,366			4,366	
平成23年度 初動捜査支援システム賃借料	464,842		0	平成24年度から 平成30年度まで	159,995				159,995
平成23年度 検視支援システム賃借料	27,517		0	平成24年度から 平成28年度まで	11,916	4,380			7,536
平成23年度 安全運転管理者講習委託	10,330		0	平成24年度から 平成25年度まで	10,330			10,330	
平成23年度 高齢者講習等通知業務委託	7,474		0	平成24年度から 平成25年度まで	7,474			7,474	
平成23年度 自動車保管場所証明事務委託	69,828		0	平成24年度から 平成25年度まで	69,828			69,828	
平成23年度 警察署等庁舎清掃業務委託	99,693		0	平成24年度から 平成26年度まで	99,693				99,693
平成23年度 運転免許証更新通知業務委託	14,118		0	平成24年度から 平成25年度まで	14,118			14,118	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

事 項	限 度 額 千円	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額 千円	期 間	金 額 千円	特 定 財 源			一 般 財 源 千円
						国庫支出金 千円	地方債 千円	そ の 他 千円	
平成23年度 放置車両確認事務委託	千円 14,300		0	平成24年度から 平成25年度まで	14,300			14,300	
平成23年度 パーキングチケット管理運営 業務委託	千円 15,770		0	平成24年度から 平成25年度まで	15,770			15,770	

<p>条 例 名 等</p>	<p>鳥取県警察職員定員条例の一部改正について</p>																					
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 (1) 警察法施行令の一部が改正され、警察官の定員の基準が変更されることに伴い、警察官の定員の増員その他所要の改正を行う。 (2) 職員の定員の外に置くことができる者に海外随伴休暇を取得している者を追加する。</p> <p>2 概要 (1) 警察官の定員を1,200人(現行1,193人)とする。 (2) 階級別定員のうち警部補・巡査部長の定員を663人(現行659人)とし、巡査の定員を348人(現行345人)とする。 (3) 職員の定員の外に置くことができる者に海外随伴休暇を取得している者を加える。 (4) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間の警察官の階級別定員のうち警部1人を警視1人に改める。 (5) 施行期日は、平成24年4月1日とする。</p> <p><参考> 警察官7名増員後の状況(H24.4.1以降)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>人 数</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>政令定数</td> <td>1,200名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>附則</td> <td>23名</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">内 訳</td> <td>一般職員からの振替</td> <td>13名</td> </tr> <tr> <td>期限付き増員</td> <td>10名</td> <td>H22.4.1~H26.3.31</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(5名)</td> <td>H26.4.1~H27.3.31</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,223名</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	人 数	備 考	政令定数	1,200名		附則	23名		内 訳	一般職員からの振替	13名	期限付き増員	10名	H22.4.1~H26.3.31		(5名)	H26.4.1~H27.3.31	計	1,223名	
区 分	人 数	備 考																				
政令定数	1,200名																					
附則	23名																					
内 訳	一般職員からの振替	13名																				
	期限付き増員	10名	H22.4.1~H26.3.31																			
	(5名)	H26.4.1~H27.3.31																				
計	1,223名																					

鳥取県警察職員定員条例の一部を改正する条例

鳥取県警察職員定員条例（昭和32年鳥取県条例第14号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前								
<p>(定員)</p> <p>第2条 職員の定員は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 警察官 <u>1,200人</u></p> <p>ア及びイ 略</p> <p>ウ 警部補・巡査部長 <u>663人</u></p> <p>エ 巡査（警察教養施設において新任者として教育訓練中のものを含む。） <u>348人</u></p> <p>(2) 略</p> <p>2 職員で休職中の者、自己啓発等休業をしている者、育児休業をしている者、<u>海外随伴休暇を取得している者</u>、警察本部長が定める長期にわたる研修に派遣している者及び鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年鳥取県条例第3号）第3条第1号に規定する派遣職員である者については、前項の規定にかかわらず、同項に定める定員の外に置くことができる。</p> <p>3 略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～5 略</p> <p>6 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に限り、第2条第1項第1号及び附則第4項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる警察官について、同号に定める定員に同表の右欄に定める員数を加えて置くことができる。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;"><u>警視</u></td> <td style="width: 20%; text-align: center;">1人</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </table>	<u>警視</u>	1人	略		<p>(定員)</p> <p>第2条 職員の定員は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 警察官 <u>1,193人</u></p> <p>ア及びイ 略</p> <p>ウ 警部補・巡査部長 <u>659人</u></p> <p>エ 巡査（警察教養施設において新任者として教育訓練中のものを含む。） <u>345人</u></p> <p>(2) 略</p> <p>2 職員で休職中の者、自己啓発等休業をしている者、育児休業をしている者、警察本部長が定める長期にわたる研修に派遣している者及び鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年鳥取県条例第3号）第3条第1号に規定する派遣職員である者については、前項の規定にかかわらず、同項に定める定員の外に置くことができる。</p> <p>3 略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～5 略</p> <p>6 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に限り、第2条第1項第1号及び附則第4項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる警察官について、同号に定める定員に同表の右欄に定める員数を加えて置くことができる。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;"><u>警部</u></td> <td style="width: 20%; text-align: center;">1人</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </table>	<u>警部</u>	1人	略	
<u>警視</u>	1人								
略									
<u>警部</u>	1人								
略									

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

条 例 名 等	鳥取県警察手数料条例の一部改正について																																													
提 出 理 由 及 び 概 要	1 提出理由 (1) 運転経歴証明書を亡失等した者に対し証明書を再交付することに伴い、当該事務について新たに手数料を徴収する。 (2) 道路交通法施行令の一部が改正され、運転免許に係る手数料の標準とすべき額が見直されたことに伴い、これらの事務に係る手数料の額を見直す。 2 概要 (1) 次のとおり新たに手数料を徴収する。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> <tr> <td>運転経歴証明書の再交付</td> <td>1 件につき1,000円</td> </tr> </table> (2) 次のとおり手数料の額を改める。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">区 分</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">金 額</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">現 行</th> <th style="text-align: center;">改 正 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転免許試験</td> <td>免許の種類等に応じ 1,650円～8,650円</td> <td>免許の種類等に応じ 1,500円～7,700円</td> </tr> <tr> <td>運転技能検査</td> <td>免許の種類等に応じ 3,950円～7,650円</td> <td>免許の種類等に応じ 3,850円～6,950円</td> </tr> <tr> <td>運転することができる自動車等の種類の限定の解除のための審査</td> <td>使用する自動車に応じ 1,700円又は3,350円</td> <td>使用する自動車に応じ 1,550円又は3,100円</td> </tr> <tr> <td>運転免許証の交付</td> <td>免許の種類等に応じ 1,200円又は2,100円</td> <td>免許の種類等に応じ 1,100円又は2,050円</td> </tr> <tr> <td>運転免許証の再交付</td> <td>免許の種類に応じ 1,200円又は3,650円</td> <td>免許の種類に応じ 1,100円又は3,600円</td> </tr> <tr> <td>技能検定員に係る審査</td> <td>免許の種類等に応じ 700円～24,700円</td> <td>免許の種類等に応じ 700円～23,500円</td> </tr> <tr> <td>教習指導員に係る審査</td> <td>免許の種類等に応じ 750円～15,650円</td> <td>免許の種類等に応じ 700円～15,000円</td> </tr> <tr> <td>運転技能の再試験</td> <td>免許の種類等に応じ 1,150円～3,550円</td> <td>免許の種類等に応じ 1,000円～3,250円</td> </tr> <tr> <td>運転免許証の更新</td> <td>1 件につき 2,550円</td> <td>1 件につき 2,500円</td> </tr> <tr> <td>免許証の更新の申請の経由</td> <td>1 件につき 600円</td> <td>1 件につき 550円</td> </tr> <tr> <td>国外運転免許証の交付</td> <td>1 件につき 2,650円</td> <td>1 件につき 2,400円</td> </tr> <tr> <td>免許の取消し等を受けた者に対する講習</td> <td>ア 1 時間につき 750円～4,200円 イ 1 件につき 700円～13,400円</td> <td>ア 1 時間につき 650円～4,150円 イ 1 件につき 600円～13,350円</td> </tr> </tbody> </table> (3) 施行期日は、平成24年4月1日とする。	区 分	金 額	運転経歴証明書の再交付	1 件につき1,000円	区 分	金 額		現 行	改 正 後	運転免許試験	免許の種類等に応じ 1,650円～8,650円	免許の種類等に応じ 1,500円～7,700円	運転技能検査	免許の種類等に応じ 3,950円～7,650円	免許の種類等に応じ 3,850円～6,950円	運転することができる自動車等の種類の限定の解除のための審査	使用する自動車に応じ 1,700円又は3,350円	使用する自動車に応じ 1,550円又は3,100円	運転免許証の交付	免許の種類等に応じ 1,200円又は2,100円	免許の種類等に応じ 1,100円又は2,050円	運転免許証の再交付	免許の種類に応じ 1,200円又は3,650円	免許の種類に応じ 1,100円又は3,600円	技能検定員に係る審査	免許の種類等に応じ 700円～24,700円	免許の種類等に応じ 700円～23,500円	教習指導員に係る審査	免許の種類等に応じ 750円～15,650円	免許の種類等に応じ 700円～15,000円	運転技能の再試験	免許の種類等に応じ 1,150円～3,550円	免許の種類等に応じ 1,000円～3,250円	運転免許証の更新	1 件につき 2,550円	1 件につき 2,500円	免許証の更新の申請の経由	1 件につき 600円	1 件につき 550円	国外運転免許証の交付	1 件につき 2,650円	1 件につき 2,400円	免許の取消し等を受けた者に対する講習	ア 1 時間につき 750円～4,200円 イ 1 件につき 700円～13,400円	ア 1 時間につき 650円～4,150円 イ 1 件につき 600円～13,350円
区 分	金 額																																													
運転経歴証明書の再交付	1 件につき1,000円																																													
区 分	金 額																																													
	現 行	改 正 後																																												
運転免許試験	免許の種類等に応じ 1,650円～8,650円	免許の種類等に応じ 1,500円～7,700円																																												
運転技能検査	免許の種類等に応じ 3,950円～7,650円	免許の種類等に応じ 3,850円～6,950円																																												
運転することができる自動車等の種類の限定の解除のための審査	使用する自動車に応じ 1,700円又は3,350円	使用する自動車に応じ 1,550円又は3,100円																																												
運転免許証の交付	免許の種類等に応じ 1,200円又は2,100円	免許の種類等に応じ 1,100円又は2,050円																																												
運転免許証の再交付	免許の種類に応じ 1,200円又は3,650円	免許の種類に応じ 1,100円又は3,600円																																												
技能検定員に係る審査	免許の種類等に応じ 700円～24,700円	免許の種類等に応じ 700円～23,500円																																												
教習指導員に係る審査	免許の種類等に応じ 750円～15,650円	免許の種類等に応じ 700円～15,000円																																												
運転技能の再試験	免許の種類等に応じ 1,150円～3,550円	免許の種類等に応じ 1,000円～3,250円																																												
運転免許証の更新	1 件につき 2,550円	1 件につき 2,500円																																												
免許証の更新の申請の経由	1 件につき 600円	1 件につき 550円																																												
国外運転免許証の交付	1 件につき 2,650円	1 件につき 2,400円																																												
免許の取消し等を受けた者に対する講習	ア 1 時間につき 750円～4,200円 イ 1 件につき 700円～13,400円	ア 1 時間につき 650円～4,150円 イ 1 件につき 600円～13,350円																																												

鳥取県警察手数料条例の一部を改正する条例

鳥取県警察手数料条例（平成12年鳥取県条例第38号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(33) 略</p> <p>(34) 道路交通法第89条第1項の規定に基づく運転免許試験の実施 次の表の左欄に掲げる試験の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p>		<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(33) 略</p> <p>(34) 道路交通法第89条第1項の規定に基づく運転免許試験の実施 次の表の左欄に掲げる試験の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p>	
区分	金額	区分	金額
1 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る試験		1 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る試験	
(1) 道路交通法第97条の2第1項第1号又は第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1件につき1,600円	(1) 道路交通法第97条の2第1項第1号又は第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1件につき1,850円
(2) 道路交通法第97条の2第1項第3号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1件につき1,900円	(2) 道路交通法第97条の2第1項第3号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1件につき2,000円
(3) 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合		(3) 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	
ア 道路交通法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験（以下「技能試験」という。）を公安委員会が提供する自動車を使用して受けるとき。	1件につき7,700円	ア 道路交通法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験（以下「技能試験」という。）を公安委員会が提供する自動車を使用して受けるとき。	1件につき8,650円
イ ア以外のとき。	1件につき4,600円	イ ア以外のとき。	1件につき4,950円

2 普通自動車免許に係る試験	
(1) 道路交通法第97条の2第1項第1号又は第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1件につき <u>1,800円</u>
(2) 道路交通法第97条の2第1項第3号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1件につき <u>1,900円</u>
(3) 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	
ア 技能試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受けるとき。	1件につき <u>3,050円</u>
イ ア以外のとき。	1件につき <u>2,200円</u>
3 特定第1種運転免許（大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許又は牽引免許をいう。以下同じ。）又は大型特殊自動車第2種免許若しくは牽引第2種免許に係る試験	
(1) 道路交通法第97条の2第1項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1件につき <u>1,750円</u>
(2) 道路交通法第97条の2第1項第3号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1件につき <u>1,900円</u>
(3) 道路交通法第	

2 普通自動車免許に係る試験	
(1) 道路交通法第97条の2第1項第1号又は第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1件につき <u>2,100円</u>
(2) 道路交通法第97条の2第1項第3号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1件につき <u>2,050円</u>
(3) 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	
ア 技能試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受けるとき。	1件につき <u>3,400円</u>
イ ア以外のとき。	1件につき <u>2,400円</u>
3 特定第1種運転免許（大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許又は牽引免許をいう。以下同じ。）又は大型特殊自動車第2種免許若しくは牽引第2種免許に係る試験	
(1) 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受ける場合	1件につき <u>2,000円</u>
(2) 道路交通法第	

97条の2第1項の 規定の適用を受け ない場合		97条の2第1項の 規定の適用を受け ない場合	
ア 略	略	ア 略	略
イ ア以外のと き。	1件につき <u>3,050円</u>	イ ア以外のと き。	1件につき <u>2,950円</u>
4 小型特殊自動車免 許又は原動機付自転 車免許に係る試験		4 小型特殊自動車免 許又は原動機付自転 車免許に係る試験	
(1) 道路交通法第 97条の2第1項の 規定の適用を受け る場合	1件につき <u>1,900円</u>	(1) 道路交通法第 97条の2第1項の 規定の適用を受け る場合	1件につき <u>2,050円</u>
(2) 道路交通法第 97条の2第1項の 規定の適用を受け ない場合	1件につき <u>1,500円</u>	(2) 道路交通法第 97条の2第1項の 規定の適用を受け ない場合	1件につき <u>1,650円</u>
5 大型自動車第2種 免許、中型自動車第 2種免許又は普通自 動車第2種免許に係 る試験		5 大型自動車第2種 免許、中型自動車第 2種免許又は普通自 動車第2種免許に係 る試験	
(1) 道路交通法第 97条の2第1項第 2号に該当して同 項の規定の適用を 受ける場合	1件につき <u>1,750円</u>	(1) 道路交通法第 97条の2第1項の 規定の適用を受け る場合	1件につき <u>2,000円</u>
(2) 道路交通法第 97条の2第1項第 3号に該当して同 項の規定の適用を 受ける場合	1件につき <u>1,900円</u>	(2) 道路交通法第 97条の2第1項の 規定の適用を受け ない場合	
(3) 道路交通法第 97条の2第1項の 規定の適用を受け ない場合		ア 技能試験を公 安委員会が提供 する自動車を使 用して受けると き。	1件につき <u>7,700円</u>
ア 技能試験を公 安委員会が提供 する自動車を使 用して受けると き。	1件につき <u>7,650円</u>	イ ア以外のと き。	
イ ア以外のと き。	1件につき <u>4,600円</u>	イ ア以外のと き。	1件につき <u>4,500円</u>
6 仮運転免許に係る 試験		6 仮運転免許に係る 試験	

(1) 道路交通法第97条の2第1項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1件につき <u>1,700円</u>
(2) 道路交通法第97条の2第1項第4号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1件につき <u>1,550円</u>
(3) 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	
ア 技能試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受けるとき。	1件につき <u>4,550円</u>
イ ア以外の場合。	1件につき <u>3,000円</u>

(1) 道路交通法第97条の2第1項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1件につき <u>2,000円</u>
(2) 道路交通法第97条の2第1項第4号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1件につき <u>1,650円</u>
(3) 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	
ア 技能試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受けるとき。	1件につき <u>4,750円</u>
イ ア以外の場合。	1件につき <u>3,100円</u>

(34の2) 道路交通法第89条第2項の規定に基づく検査 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 大型自動車仮運転免許又は中型自動車仮運転免許を受けている者に対するもの

(ア) 公安委員会が提供する自動車を使用して受けるとき 1件につき6,950円

(イ) (ア)以外の場合 1件につき3,850円

イ 普通自動車仮運転免許を受けている者に対するもの

(ア) 公安委員会が提供する自動車を使用して受けるとき 1件につき4,900円

(イ) (ア)以外の場合 1件につき4,050円

(35) 道路交通法第91条の規定に基づく運転することができる自動車等の種類の限定の解除のための審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合 1件につき3,100円

イ ア以外の場合 1件につき1,550円

(36) 道路交通法第92条第1項の規定に基づく運転免許証の交付 次に掲げる免許証の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 第1種運転免許又は第2種運転免許に係る免

(34の2) 道路交通法第89条第2項の規定に基づく検査 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 大型自動車仮運転免許又は中型自動車仮運転免許を受けている者に対するもの

(ア) 公安委員会が提供する自動車を使用して受けるとき 1件につき7,650円

(イ) (ア)以外の場合 1件につき3,950円

イ 普通自動車仮運転免許を受けている者に対するもの

(ア) 公安委員会が提供する自動車を使用して受けるとき 1件につき5,300円

(イ) (ア)以外の場合 1件につき4,300円

(35) 道路交通法第91条の規定に基づく運転することができる自動車等の種類の限定の解除のための審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合 1件につき3,350円

イ ア以外の場合 1件につき1,700円

(36) 道路交通法第92条第1項の規定に基づく運転免許証の交付 次に掲げる免許証の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 第1種運転免許又は第2種運転免許に係る免

許証 1件につき2,050円（道路交通法第92条第1項後段の規定により1の種類の免許に係る免許証に他の種類の免許に係る事項を記載して当該他の種類の免許に係る免許証の交付に代える場合にあつては、2,050円に当該他の種類の免許ごとに200円を加算した額）

イ 仮運転免許に係る免許証 1件につき1,100円

(37) 道路交通法第94条第2項の規定に基づく免許証の再交付 次に掲げる免許証の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 第1種運転免許又は第2種運転免許に係る免許証 1件につき3,600円

イ 仮運転免許に係る免許証 1件につき1,100円

(37の2)～(38) 略

(39) 道路交通法第99条の2第4項第1号イの規定に基づく審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 大型自動車免許又は中型自動車免許に係るもの 1件につき23,500円（次の表の左欄に掲げる者である場合にあつては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額）

区分	金額
1 略	略
2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	<u>7,000円</u>
3 1の項及び2の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	<u>14,100円</u>
4 道路交通法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項の審査を免除される者（6の項に掲げる者を除く。）	<u>2,100円</u>
5 自動車教習所に関する法令についての知識の審査を免除さ	<u>2,100円</u>

許証 1件につき2,100円（道路交通法第92条第1項後段の規定により1の種類の免許に係る免許証に他の種類の免許に係る事項を記載して当該他の種類の免許に係る免許証の交付に代える場合にあつては、2,100円に当該他の種類の免許ごとに200円を加算した額）

イ 仮運転免許に係る免許証 1件につき1,200円

(37) 道路交通法第94条第2項の規定に基づく免許証の再交付 次に掲げる免許証の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 第1種運転免許又は第2種運転免許に係る免許証 1件につき3,650円

イ 仮運転免許に係る免許証 1件につき1,200円

(37の2)～(38) 略

(39) 道路交通法第99条の2第4項第1号イの規定に基づく審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 大型自動車免許又は中型自動車免許に係るもの 1件につき24,700円（次の表の左欄に掲げる者である場合にあつては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額）

区分	金額
1 略	略
2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	<u>7,050円</u>
3 1の項及び2の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	<u>14,950円</u>
4 道路交通法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項の審査を免除される者（6の項に掲げる者を除く。）	<u>2,150円</u>
5 自動車教習所に関する法令についての知識の審査を免除さ	<u>2,150円</u>

れる者（6の項に掲げる者を除く。）	
6 4の項及び5の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	4,550円
7 技能検定の実施に関する知識の審査を免除される者	2,250円
8 自動車の運転技能の評価方法に関する知識の審査を免除される者	1,850円

れる者（6の項に掲げる者を除く。）	
6 4の項及び5の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	4,600円
7 技能検定の実施に関する知識の審査を免除される者	2,200円
8 自動車の運転技能の評価方法に関する知識の審査を免除される者	2,200円

イ 特定第1種運転免許に係るもの 1件につき
14,500円（次の表の左欄に掲げる者である場合にあっては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額）

イ 特定第1種運転免許に係るもの 1件につき
14,100円（次の表の左欄に掲げる者である場合にあっては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額）

区分	金額
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	1,300円
2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	2,200円
3 1の項及び2の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	4,550円
4 道路交通法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項の審査を免除される者（6の項に掲げる者を除く。）	2,100円
5 自動車教習所に関する法令についての知識の審査を免除される者（6の項に掲げる者を除く。）	2,100円

区分	金額
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	1,350円
2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	2,250円
3 1の項及び2の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	4,650円
4 道路交通法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項の審査を免除される者（6の項に掲げる者を除く。）	2,150円
5 自動車教習所に関する法令についての知識の審査を免除される者（6の項に掲げる者を除く。）	2,150円

6 4の項及び5の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	4,550円
7 技能検定の実施に関する知識の審査を免除される者	2,250円
8 自動車の運転技能の評価方法に関する知識の審査を免除される者	2,450円

6 4の項及び5の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	4,600円
7 技能検定の実施に関する知識の審査を免除される者	2,050円
8 自動車の運転技能の評価方法に関する知識の審査を免除される者	2,000円

ウ 普通自動車免許に係るもの 1件につき 19,650円 (次の表の左欄に掲げる者である場合にあつては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額)

ウ 普通自動車免許に係るもの 1件につき 20,500円 (次の表の左欄に掲げる者である場合にあつては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額)

区分	金額
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能の審査を免除される者(3の項に掲げる者を除く。)	3,750円
2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能の審査を免除される者(3の項に掲げる者を除く。)	6,400円
3 1の項及び2の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	11,050円
4 道路交通法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項の審査を免除される者(6の項に掲げる者を除く。)	1,850円
5 自動車教習所に関する法令についての知識の審査を免除される者(6の項に掲げる者を除く。)	1,850円
6 4の項及び5の項に掲げる審査細目の	3,900円

区分	金額
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能の審査を免除される者(3の項に掲げる者を除く。)	3,950円
2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能の審査を免除される者(3の項に掲げる者を除く。)	6,750円
3 1の項及び2の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	11,650円
4 道路交通法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項の審査を免除される者(6の項に掲げる者を除く。)	1,900円
5 自動車教習所に関する法令についての知識の審査を免除される者(6の項に掲げる者を除く。)	1,900円
6 4の項及び5の項に掲げる審査細目の	4,100円

いずれをも免除される者	
7 技能検定の実施に関する知識の審査を免除される者	2,000円
8 自動車の運転技能の評価方法に関する知識の審査を免除される者	1,950円

エ 大型自動車第2種免許、中型自動車第2種免許又は普通自動車第2種免許に係るもので、これらの免許に対応する第1種運転免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けている者に対するもの 1件につき21,850円（次の表の左欄に掲げる者である場合にあつては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額）

区分	金額
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	4,450円
2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	7,800円
3 1の項及び2の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	15,300円
4 自動車の運転技能の評価方法に関する知識の審査を免除される者	3,150円
5 道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第1項に規定	2,700円

いずれをも免除される者	
7 技能検定の実施に関する知識の審査を免除される者	1,950円
8 自動車の運転技能の評価方法に関する知識の審査を免除される者	2,000円

エ 大型自動車第2種免許、中型自動車第2種免許又は普通自動車第2種免許に係るもので、これらの免許に対応する第1種運転免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けている者に対するもの 1件につき22,450円（次の表の左欄に掲げる者である場合にあつては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額）

区分	金額
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	4,600円
2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	7,950円
3 1の項及び2の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	15,800円
4 自動車の運転技能の評価方法に関する知識の審査を免除される者	3,200円
5 道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第1項に規定	2,750円

する自動車運転代行業に関する法令についての知識の審査を免除される者

する自動車運転代行業に関する法令についての知識の審査を免除される者

(40) 略

(40) 略

(41) 道路交通法第99条の3第4項第1号イの規定に基づく審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

(41) 道路交通法第99条の3第4項第1号イの規定に基づく審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 大型自動車免許又は中型自動車免許に係るもの 1件につき15,000円（次の表の左欄に掲げる者である場合にあつては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額）

ア 大型自動車免許又は中型自動車免許に係るもの 1件につき15,650円（次の表の左欄に掲げる者である場合にあつては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額）

区分	金額
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	<u>4,150円</u>
2 技能教習に必要な教習の技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	<u>1,450円</u>
3 1の項及び2の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	<u>8,600円</u>
4 学科教習に必要な教習の技能の審査を免除される者	<u>1,350円</u>
5及び6 略	略
7 5の項及び6の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	<u>3,000円</u>
8 教習指導員として必要な教育についての知識の審査を免除される者	<u>1,350円</u>

区分	金額
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	<u>4,450円</u>
2 技能教習に必要な教習の技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	<u>1,300円</u>
3 1の項及び2の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	<u>9,200円</u>
4 学科教習に必要な教習の技能の審査を免除される者	<u>1,250円</u>
5及び6 略	略
7 5の項及び6の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	<u>3,050円</u>
8 教習指導員として必要な教育についての知識の審査を免除される者	<u>1,400円</u>

イ 特定第1種運転免許に係るもの 1件につき9,450円（次の表の左欄に掲げる者である場合にあつては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額）

イ 特定第1種運転免許に係るもの 1件につき9,500円（次の表の左欄に掲げる者である場合にあつては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額）

区分	金額
1 教習指導員として	<u>1,300円</u>

区分	金額
1 教習指導員として	<u>1,350円</u>

必要な自動車の運転技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	
2 技能教習に必要な教習の技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	1,500円
3 1の項及び2の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	3,850円
4 学科教習に必要な教習の技能の審査を免除される者	1,150円
5～8 略	略

必要な自動車の運転技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	
2 技能教習に必要な教習の技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	1,300円
3 1の項及び2の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	3,750円
4 学科教習に必要な教習の技能の審査を免除される者	1,250円
5～8 略	略

ウ 普通自動車免許に係るもの 1件につき
11,800円（次の表の左欄に掲げる者である場合にあっては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額）

ウ 普通自動車免許に係るもの 1件につき
12,150円（次の表の左欄に掲げる者である場合にあっては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額）

区分	金額
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	3,750円
2 技能教習に必要な教習の技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	1,400円
3 1の項及び2の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	6,100円
4 学科教習に必要な教習の技能の審査を免除される者	1,300円
5 道路交通法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識の審査を免除	1,200円

区分	金額
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	4,100円
2 技能教習に必要な教習の技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	1,350円
3 1の項及び2の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	6,350円
4 学科教習に必要な教習の技能の審査を免除される者	1,250円
5 道路交通法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識の審査を免除	1,250円

される者（7の項に掲げる者を除く。）	
6 自動車教習所に関する法令についての知識の審査を免除される者（7の項に掲げる者を除く。）	1,200円
7 5の項及び6の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	2,500円
8 教習指導員として必要な教育についての知識の審査を免除される者	1,150円

される者（7の項に掲げる者を除く。）	
6 自動車教習所に関する法令についての知識の審査を免除される者（7の項に掲げる者を除く。）	1,250円
7 5の項及び6の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	2,600円
8 教習指導員として必要な教育についての知識の審査を免除される者	1,200円

エ 大型自動車第2種免許、中型自動車第2種免許又は普通自動車第2種免許に係るもので、これらの免許に対応する第1種運転免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者に対するもの 1件につき12,850円（次の表の左欄に掲げる者である場合にあっては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額）

エ 大型自動車第2種免許、中型自動車第2種免許又は普通自動車第2種免許に係るもので、これらの免許に対応する第1種運転免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者に対するもの 1件につき13,300円（次の表の左欄に掲げる者である場合にあっては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額）

区分	金額
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	4,450円
2 技能教習に必要な教習の技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	1,900円
3 1の項及び2の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	9,400円
4 道路運送法第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する	2,700円

区分	金額
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	4,800円
2 技能教習に必要な教習の技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	2,000円
3 1の項及び2の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	9,750円
4 道路運送法第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する	2,750円

法令についての知識
の審査を免除される
者

(42) 道路交通法第100条の2第1項の規定に基づ
く再試験の実施 次の表の左欄に掲げる再試験の
区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
1 普通自動車免許に 係る再試験	
(1) 道路交通法第 100条の2第2項 に規定する普通自 動車の運転につ いて必要な技能につ いて行う試験を公 安委員会が提供す る自動車を使用し て受けるとき。	1件につき <u>2,800円</u>
(2) (1)以外のと き。	1件につき <u>1,950円</u>
2 大型自動二輪車免 許又は普通自動二輪 車免許に係る再試験	
(1) 道路交通法第 100条の2第2項 に規定する大型自 動二輪車又は普通 自動二輪車の運転 について必要な技 能について行う試 験を公安委員会が 提供する自動車 を使用して受ける とき。	1件につき <u>3,250円</u>
(2) (1)以外のと き。	1件につき <u>1,700円</u>
3 原動機付自転車免 許に係る再試験	1件につき <u>1,000円</u>

(43) 道路交通法第101条第1項又は第101条の2第
1項の規定に基づく免許証の有効期間の更新 1
件につき2,500円

(43の2) 道路交通法第101条の2の2第1項の規
定に基づく免許証の更新の申請の経由事務 1件
につき550円

(43の3) 略

法令についての知識
の審査を免除される
者

(42) 道路交通法第100条の2第1項の規定に基づ
く再試験の実施 次の表の左欄に掲げる再試験の
区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
1 普通自動車免許に 係る再試験	
(1) 道路交通法第 100条の2第2項 に規定する普通自 動車の運転につ いて必要な技能につ いて行う試験を公 安委員会が提供す る自動車を使用し て受けるとき。	1件につき <u>3,050円</u>
(2) (1)以外のと き。	1件につき <u>2,050円</u>
2 大型自動二輪車免 許又は普通自動二輪 車免許に係る再試験	
(1) 道路交通法第 100条の2第2項 に規定する大型自 動二輪車又は普通 自動二輪車の運転 について必要な技 能について行う試 験を公安委員会が 提供する自動車 を使用して受ける とき。	1件につき <u>3,550円</u>
(2) (1)以外のと き。	1件につき <u>1,900円</u>
3 原動機付自転車免 許に係る再試験	1件につき <u>1,150円</u>

(43) 道路交通法第101条第1項又は第101条の2第
1項の規定に基づく免許証の有効期間の更新 1
件につき2,550円

(43の2) 道路交通法第101条の2の2第1項の規
定に基づく免許証の更新の申請の経由事務 1件
につき600円

(43の3) 略

(43の4) 道路交通法第104条の4第6項の規定に

より交付された運転経歴証明書の再交付 1件につき1,000円

(44) 道路交通法第107条の7第1項の規定に基づく
国外運転免許証の交付 1件につき2,400円

(45) 道路交通法第108条の2第1項の規定に基づく
講習の実施 次の表の左欄に掲げる講習の区分
に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
1 略	略
2 道路交通法第108条の2第1項第2号に掲げる講習	1時間につき2,450円
3 道路交通法第108条の2第1項第3号に掲げる講習	1時間につき2,200円
4 略	略
5 道路交通法第108条の2第1項第5号に掲げる講習	
(1) 大型自動二輪車免許に係るもの	1時間につき4,150円
(2) 普通自動二輪車免許に係るもの	1時間につき4,050円
6 道路交通法第108条の2第1項第6号に掲げる講習	1時間につき1,400円
7 略	略
8 道路交通法第108条の2第1項第8号に掲げる講習	1時間につき1,250円
9 道路交通法第108条の2第1項第9号に掲げる講習	1時間につき650円
10 道路交通法第108条の2第1項第10号に掲げる講習	
(1) 普通自動車免許に係るもの	1時間につき2,100円
(2) 大型自動二輪車免許に係るもの	1時間につき2,750円
(3) 普通自動二輪車免許に係るもの	1時間につき2,600円
(4) 原動機付自転車免許に係るもの	1時間につき2,450円

(44) 道路交通法第107条の7第1項の規定に基づく
国外運転免許証の交付 1件につき2,650円

(45) 道路交通法第108条の2第1項の規定に基づく
講習の実施 次の表の左欄に掲げる講習の区分
に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
1 略	略
2 道路交通法第108条の2第1項第2号に掲げる講習	1時間につき2,600円
3 道路交通法第108条の2第1項第3号に掲げる講習	1時間につき2,300円
4 略	略
5 道路交通法第108条の2第1項第5号に掲げる講習	
(1) 大型自動二輪車免許に係るもの	1時間につき4,200円
(2) 普通自動二輪車免許に係るもの	1時間につき4,100円
6 道路交通法第108条の2第1項第6号に掲げる講習	1時間につき1,350円
7 略	略
8 道路交通法第108条の2第1項第8号に掲げる講習	1時間につき1,200円
9 道路交通法第108条の2第1項第9号に掲げる講習	1時間につき750円
10 道路交通法第108条の2第1項第10号に掲げる講習	
(1) 普通自動車免許に係るもの	1時間につき2,150円
(2) 大型自動二輪車免許に係るもの	1時間につき2,800円
(3) 普通自動二輪車免許に係るもの	1時間につき2,700円
(4) 原動機付自転車免許に係るもの	1時間につき2,550円

11	<p>道路交通法第108条の2第1項第11号に掲げる講習</p> <p>(1) 道路交通法第92条の2第1項の表の備考一の2に規定する優良運転者に対するもの</p> <p>(2) 道路交通法第92条の2第1項の表の備考一の3に規定する一般運転者に対するもの</p> <p>(3) 道路交通法第92条の2第1項の表の備考一の4に規定する違反運転者等に対するもの</p> <p>ア 道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第43条第1項の表の国家公安委員会規則で定める同第33条の7第2の基準に該当しない者に対するもの</p> <p>イ ア以外のもの</p>	<p>1件つき600円</p> <p>1件につき950円</p> <p>1件につき950円</p> <p>1件につき1,500円</p>
12及び13	略	略
14	<p>道路交通法第108条の2第1項第13号に掲げる講習</p> <p>(1) 道路交通法施行令第43条第1項の表の国家公安委員会規則で定めるもの</p> <p>(2) (1)以外のもの</p>	<p>1件につき9,200円</p> <p>1件につき13,350円</p>
15	略	略

(46)～(70) 略

2 略

11	<p>道路交通法第108条の2第1項第11号に掲げる講習</p> <p>(1) 道路交通法第92条の2第1項の表の備考一の2に規定する優良運転者に対するもの</p> <p>(2) 道路交通法第92条の2第1項の表の備考一の3に規定する一般運転者に対するもの</p> <p>(3) 道路交通法第92条の2第1項の表の備考一の4に規定する違反運転者等に対するもの</p> <p>ア 国家公安委員会規則で定める道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第33条の7第2項の基準に該当しない者に対するもの</p> <p>イ ア以外のもの</p>	<p>1件つき700円</p> <p>1件につき1,050円</p> <p>1件につき1,050円</p> <p>1件につき1,700円</p>
12及び13	略	略
14	<p>道路交通法第108条の2第1項第13号に掲げる講習</p> <p>(1) 道路交通法施行令第43条第1項の表の国家公安委員会規則で定めるもの</p> <p>(2) (1)以外のもの</p>	<p>1件につき9,400円</p> <p>1件につき13,400円</p>
15	略	略

(46)～(70) 略

2 略

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

条 例 名 等	財産を無償で貸し付けること(倉吉市道用地)について						
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由 倉吉市道及び河川の維持管理のための進入路に利用され、公衆用道路として公共性の高い用途であることから、市道として良好な管理を行わせるために、引き続き倉吉市に貸し付けようとするものである。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 財産の内容</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種 類</th> <th style="text-align: center;">所 在 地</th> <th style="text-align: center;">数 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">土 地</td> <td>倉吉市上井621番2ほか6筆</td> <td>237.06平方メートル</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 相手方 倉吉市葵町722番地 倉吉市</p> <p>(3) 貸付期間 平成24年4月1日から平成34年3月31日まで</p>	種 類	所 在 地	数 量	土 地	倉吉市上井621番2ほか6筆	237.06平方メートル
種 類	所 在 地	数 量					
土 地	倉吉市上井621番2ほか6筆	237.06平方メートル					

区分	<p>議会の委任による専決処分の報告について</p> <p>(3) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について</p> <p>(平成24年1月20日専決)</p>
提出理由及び概要	<p>1 提出理由</p> <p>法律上県の義務に属する県有施設の管理の瑕疵による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、平成24年1月20日専決処分をしたので、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 和解の相手方</p> <p>岡山県新見市 個人</p> <p>(2) 和解の要旨</p> <p>県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金307,000円を支払うものとする。</p> <p>(3) 事故の概要</p> <p>ア 事故発生年月日</p> <p>平成23年10月25日</p> <p>イ 事故発生場所</p> <p>米子市福万地内</p> <p>ウ 事故の状況</p> <p>和解の相手方が、主要地方道淀江岸本線を和解の相手方所有の小型乗用自動車で行中、強風により倒れてきた沿道の道路規制標識に当たり、同車両が破損したものである。</p>

区 分	<p>議会の委任による専決処分の報告について (6) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成24年1月23日専決)</p>
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由 法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、平成24年1月23日専決処分をしたので、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要 (1) 和解の相手方 倉吉市 個人 (2) 和解の要旨 県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金102,170円を支払うものとする。こと。 (3) 事故の概要 ア 事故発生年月日 平成23年5月7日 イ 事故発生場所 倉吉市見日町地内 ウ 事故の状況 鳥取県倉吉警察署所属の職員が、公務のため小型特種自動車（パトカー）を運転中、駐車場内で後退した際、駐車していた和解の相手方所有の小型乗用自動車に衝突し、双方の車両が破損したものである。</p>

区分	<p>議会の委任による専決処分の報告について (7) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成24年1月23日専決)</p>
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、平成24年1月23日専決処分をしたので、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要 (1) 和解の相手方 鳥取市 個人 (2) 和解の要旨 県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金101,745円を支払うものとする。こと。 (3) 事故の概要 ア 事故発生年月日 平成23年8月22日 イ 事故発生場所 鳥取市東町地内 ウ 事故の状況 鳥取県警察本部交通部運転免許課所属の職員が、公務のため普通乗用自動車を運転中、駐車場内において運転操作を誤り、駐車していた和解の相手方所有の小型乗用自動車に衝突し、同車両が破損したものである。</p>

区 分	<p>議会の委任による専決処分の報告について</p> <p>(8) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について</p> <p>(平成24年1月23日専決)</p>
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由</p> <p>法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、平成24年1月23日専決処分をしたので、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 和解の相手方</p> <p>米子市大篠津町688番地10</p> <p>株式会社タニシ 代表取締役 安達公之</p> <p>(2) 和解の要旨</p> <p>県側の過失割合を9割とし、県は、損害賠償金54,290円を支払うものとする。</p> <p>(3) 事故の概要</p> <p>ア 事故発生年月日</p> <p>平成23年10月6日</p> <p>イ 事故発生場所</p> <p>米子市大篠津町地内</p> <p>ウ 事故の状況</p> <p>鳥取県警察本部交通部交通機動隊所属の職員が、公務のため普通乗用自動車を運転中、駐車場で後退した際、左方から進行してきた和解の相手方所有の普通乗用自動車に衝突し、双方の車両が破損したものである。</p>